

「申請に対する処分」 基準等公開票（法律又は命令）

|         |  |                               |
|---------|--|-------------------------------|
| 許認可等の名称 | 人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認  |                               |
| 根拠法令・条項 | 土壌汚染対策法第3条第1項  |                               |
| 所 管 課   | 環境保全部  | 環境対策課                         |
| 審 査 基 準 | <p>○土壌汚染対策法（抜粋）<br/>         （使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査）<br/>         第3条 使用が廃止された有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設（第3項において単に「特定施設」という。）であって、同条第2項第1号に規定する物質（特定有害物質であるものに限る。）をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。）に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）であって、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は第3項の規定により通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告しなければならない。ただし、環境省令で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>○土壌汚染対策法施行規則（抜粋）<br/>         （人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認）<br/>         第16条（略）<br/>         2（略）<br/>         3 第1項の申請に係る同項第4号の土地の場所が次のいずれかに該当することが確実であると認められる場合に限り、当該土地の場所について、法第3条第1項ただし書の確認をするものとする。<br/>         一 工場又は事業場（当該有害物質使用特定施設を設置していたもの、当該工場又は事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができないものに限る。）の敷地として利用されること。<br/>         二 当該有害物質使用特定施設を設置していた小規模な工場又は事業場において、事業の用に供されている建築物と当該工場又は事業場の設置者（その者が法人である場合にあっては、その代表者）の居住の用に供されている建築物とが同一のものであり、又は近接して設置されており、かつ、当該居住の用に供されている建築物が引き続き当該設置者の居住の用に供される場合において、当該居住の用に供されている建築物の敷地（これと一体として管理される土地を含む。）として利用されること。<br/>         三 鉱山保安法第2条第2項本文に規定する鉱山（以下この号において「鉱山」という。）若しくは同項ただし書に規定する附属施設の敷地又は鉱山の敷地であった土地（鉱業権の消滅後5年以内であるもの又は同法第39条第1項の命令に基づき土壌の特定有害物質による汚染による鉱害を防止するために必要な設備がされているものに限る。）であること。<br/>         4・5（略）</p> |                               |
| 標準処理期間  | 標準処理期間   | 設定できない                        |
|         | 標準処理期間を設定できない理由  | 事案ごとの裁量が大きく、標準処理期間を設定することは困難。 |